

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本国土開発株式会社		コード	1887
提出日	2024/8/13	異動（予定）日	2024/8/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	高津浩明	社外取締役	○															○		有
2	松石秀隆	社外取締役	○															○		有
3	唐下雪絵	社外取締役	○															○		有
4	鴨志田文彦	社外取締役	○															○		有
5	渡邊賢作	社外取締役	○															○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	高津浩明氏は、企業において代表取締役として経営に携わった経歴から豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におきましては、2019年8月の取締役就任後、「企業経営」「人財開発」、「ICT・DX」の分野において、これまで当社グループの業務執行に対する適切な監督と、経営全般への助言をいただいております。また、2023年8月より指名・報酬委員会の委員長として公正な立場で議題の検討に関与していただいております。当該実績より、引き続き経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社が定める独立性判断基準には抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	松石秀隆氏は、SCSK株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めております。当社は同社の子会社と取引がありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、当該取引の金額の規模、性質に照らして、当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、独立性を有していると判断しております。	松石秀隆氏は、当社の主たる事業である建設業とは異なる事業を行う会社において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な知識を有しております。2022年8月の取締役就任後、「企業経営」「財務会計」、「ICT・DX」及び「営業」の分野において監督と助言をいただいております。引き続き経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。同氏は、左記のとおり当社が定める独立性判断基準には抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	—	唐下雪絵氏は、公認会計士としての専門的な知識、会計・システムのコンサルタントとしての豊富な見識、及び当社の主たる事業とは異なる事業を行う会社における経営監査の実績を有しております。2022年8月の取締役就任後、「財務会計」「人財開発」、及び「ICT・DX」の分野において監督と助言をいただいております。引き続き経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社が定める独立性判断基準には抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	—	鴨志田文彦氏は、金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有するほか、豊富な海外業務経験を有しております。また、法務・コンプライアンスに関する高度な知見もあり、これらの経験・実績を踏まえ、取締役の職務執行について客観的視点で公正に監査・監督を遂行していただいております。今後も適切な監査・監督をいただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化が図れるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。同氏は、当社が定める独立性判断基準に抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	渡邊賢作氏は、東啓総合法律事務所に所属しており、当社は同事務所から、顧問契約等に基づき法律面での助言を受けております。同事務所が当社から收受している対価は、役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除き、過去3年間の平均で1千万円未満であり、当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、独立性を有していると判断しております。また、株式会社T&Dホールディングスの社外取締役を務めておりますが、当社との間には特別な利害関係はありません。	渡邊賢作氏は、企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しており、これらの知識・経験を活かし、適切な監査・監督をいただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化が図れるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。同氏は、左記のとおり当社が定める独立性判断基準に抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

#### 4. 補足説明

当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。なお、社外取締役については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準及び次に定める当社の社外取締役の独立性判断基準を踏まえ、社外取締役が勤める法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、選任しております。

##### <社外取締役の独立性判断基準>

社外取締役の独立性を客観的に判断するため以下に掲げる基準を定め、原則としていずれも該当しない者は、独立性を有しているものと判断する。

- (1) 当社及びその子会社（以下「当社グループ」とする）の業務執行者。（注1）その就任前10年間に当社グループの業務執行者であった者。但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者については、それらの役職への就任前10年間に当社グループの業務執行者であった者。
- (2) 当社の現在の主要株主（注2）又は、その業務執行者。
- (3) 当社が主要株主となっている法人の業務執行者。
- (4) 当社を主要な取引先とする者（注3）又は、その業務執行者。
- (5) 当社を主要な取引先である者（注4）又は、その業務執行者。
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注5）、その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体（以下「法人等」とする）である場合には、当該法人等に所属する者）。
- (7) 当社から多額の寄付（注6）を受けている者又は、その業務執行者。
- (8) 当社を主要な借入先（注7）又は、その業務執行者。
- (9) 当社の業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者。
- (10) 過去3年間に於いて、上記（2）から（9）までのいずれかに該当していた者。
- (11) 上記（1）から（10）までのいずれかに該当する者の近親者。（注8）
- (12) その他、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

②前項のいずれかに該当する場合であっても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと実質的に判断され、かつ会社法に定める社外取締役の要件を満たし、当該人物の人格、見識、経験等に照らして当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える人材については、その理由を説明及び開示したうえで独立社外取締役として選任することができる。

注1：業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役員、支配人、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：主要株主とは、議決権のある株式のうち10%以上を所有する株主をいう。

注3：当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社との取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4：当社を主要な取引先とは、直近事業年度における当社の当該取引先との取引額が、当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

注5：多額の金銭とは、当社から收受している対価（役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除く。）が、過去3年間の平均で1千万円を超える金額又は、当該法人等の総収入の2%を超える金額のいずれか高い方をいう。

注6：多額の寄付とは、直近事業年度において收受した寄付金につき、收受した者が個人の場合は年間1千万円を超える金額を、その者が法人等である場合は、当該法人等の総収入の2%を超える金額をいう。

注7：主要な借入先とは、直近事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名が記載されている者をいう。

注8：近親者とは、二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。